

株 主 各 位

愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1

株式会社中京医薬品

代表取締役社長 山 田 正 行

第34期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第34期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年6月21日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月22日（金曜日）午前10時30分
2. 場 所 愛知県半田市雁宿町一丁目22番地の1
半田市福祉文化会館（雁宿ホール）中央公民館 講堂
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第34期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）
事業報告および計算書類の内容報告の件
決議事項 剰余金の処分の件

以 上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ・定時株主総会終了後、「株主懇談会」の開催を予定しております。引き続きご参加いただきますようお願い申しあげます。
 - ・株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.chukyoyiyakuhin.co.jp>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国の経済は、東日本大震災からの復旧に伴い企業の生産活動にも回復の動きがあり、経済活動は緩やかな持ち直しの動きが見られたものの、欧州経済の金融不安や米国経済の景気回復懸念等に伴う円高の進展など、金融情勢は不安定さを増し、今後の企業活動の先行は不透明で予断を許さない状況が依然として続いております。

このような環境の中で、当社は「もっと健康、ずっと幸せ。」を企業スローガンとして定め、お客様が心身共に健康で幸せな社会生活を営むことに貢献し続けていくことを使命として捉え、より一層お客様に「健康」と「幸福」をお届けできる企業を目指すために邁進してまいりました。さらに、お客様本位の営業を徹底し営業効率の向上と販売費及び一般管理費の削減による財務基盤の強化にも取り組みました。また、東日本大震災におきましては、被災地の早期の復旧を願い微力ながら当社も被災地のご支援をいたしました。家庭医薬品等販売事業におきましては、昨年度大規模な営業所統廃合と長期間ご利用のないお客様より救急箱の引き上げを実施したことにより、一人当たりの生産性は高まり在庫効率も向上しましたが、営業人員の大幅な減少と昨今の個人消費の低迷等も重なり売上高は前期比で減少となりました。

またアクアマジック事業部で展開いたしております売水事業につきましては、新製造プラントの稼働が始まり供給能力が大幅に向上したことから、今後の全国展開を見据えボトルの回収が不要なOne-Way方式の導入を進め営業エリア拡大と新規顧客による取引増大の事業拡大の確立に努めました。

その結果、当事業年度における売上高は6,124百万円(前期比8.6%減)、営業利益は35百万円(前期比85.4%減)、経常利益は41百万円(前期比84.4%減)となりましたが固定資産売却益357百万円を含む358百万円を特別利益に計上したことから当期純利益は187百万円(前期比532.3%増)となりました。

イ、当事業年度における売上高の内訳

		主 要 品 目	売上高(千円)	構成比(%)
配 置 品 等	常 備 配 置 薬	風邪薬、胃腸薬等	813,429	13.3
	保 健 品	健康食品等	2,269,314	37.1
	ド リ ン ク	医薬品系飲料水、清涼飲料水等	894,756	14.6
	小 計		3,977,500	65.0
医 療 品		遠赤外線寝具、保温肌着、医療用具等	245,267	4.0
日 用 雑 貨		化粧品、入浴剤等	303,210	4.9
生 活 流 通 ・ そ の 他		ペットボトル飲料水等	1,177,058	19.2
計			5,703,036	93.1
売 水 事 業		ミネラルウォーターおよびミネラルウォーター製造プラント	412,114	6.7
受 取 手 数 料 ・ そ の 他		生損保代理店手数料他	9,306	0.2
合 計			6,124,457	100.0

(注) 構成比は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

ロ、部門別売上高

部 門 名		第 33 期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	第 34 期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	前 期 対 比	
				金 額	増 減 率
小 売 部 門		千円 5,283,659	千円 4,616,323	千円 △667,336	% △12.6
卸 売	F C 部 門	127,990	88,844	△39,146	△30.6
	一 般 流 通 部 門	867,952	997,868	129,916	15.0
	計	995,943	1,086,713	90,769	9.1
売 水 事 業 部 門		411,013	412,114	1,101	0.3
保 険 事 業 部 門 ・ そ の 他		10,225	9,306	△918	△9.0
合 計		6,700,841	6,124,457	△576,383	△8.6

(注) 保険事業部門・その他には、売上高の内訳の中で受取手数料等があります。

② 設備投資の状況

当事業年度中の設備投資の総額は32百万円で、主なものは、可児営業所の建物の増加5百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

当社の財産および損益の状況

	第 31 期 (平成21年3月期)	第 32 期 (平成22年3月期)	第 33 期 (平成23年3月期)	第 34 期 (当事業年度) (平成24年3月期)
売 上 高(千円)	7,880,630	7,475,339	6,700,841	6,124,457
経 常 利 益(千円)	300,305	197,133	265,732	41,516
当 期 純 利 益(千円)	207,046	89,382	29,600	187,161
1 株 当 た り 当 期 純 利 益(円)	20.51	8.86	2.93	18.51
総 資 産(千円)	5,427,290	5,180,700	5,296,119	5,158,543
純 資 産(千円)	2,256,611	2,266,928	2,239,221	2,389,304

(3) 重要な親会社および子会社の状況 (平成24年3月31日現在)

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、昨年3月に起きた東日本大震災の影響が、弱いながらも回復の兆しが見え始めていた日本経済に打撃を与える結果となり、その復興にはかなりの時間を要するものと思われ、先行き不透明な状態にあります。一方、当社を取り巻く事業環境は健康志向、高齢化社会による成長市場により、ドラッグストア、コンビニ、ホームセンターなどの企業の積極的な市場参入を促し、特に健康食品、化粧品・家庭用品市場においては通信販売企業はじめ、メーカー、流通系企業等により市場競争が激化しています。また、お客様も情報の高度化、スピード化の中で、健康意識の高まり等により、商品、サービスに対する知識、要望も多様化し、企業、商品の選別が厳しさを増してきています。

このような事業環境の中、当社が持続的な成長を目指していくためには、「売り手よし（企業）、買い手よし（お客様）、世間よし（社会）の三方よし」の精神を基本としたお客様視点の経営を徹底し、“ふれあい業”の進化を重要施策とし、お客様に対する適切な情報の提供及びマーケット・インによる高品質な商品開発を一層進めてまいります。

また、事業効率及び財務基盤の強化を更に推し進め、お客様生涯価値創造に向けた持続可能な成長と豊かさを実現する経営戦略を推進してまいります。

他方、アクアマジック事業部で展開している売水事業におきましては、新製造プラントの稼動により供給能力が向上したことから、当社の顧客基盤を有効に活用し、営業エリアの拡大と更なる顧客数の増加に努めると共に、One-Way方式のビジネスモデルの確立と効率的な物流体制を構築し、他企業との事業提携や経営資源の相乗効果も視野に入れ、第2の収益の柱とすべく邁進してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成24年3月31日現在）

当社は、救急箱（常備配置薬、保健品の一部、ドリンクの一部）を各家庭に配置して、使用分を販売する配置販売を行い、関連商品（保健品の一部、ドリンクの一部、医療品、日用雑貨他）は主として営業員が配置顧客に小売販売しております。また、加盟店を中心とする同業他社や一般流通市場に対し当社の取扱商品を卸売販売しております。

(6) 主要な営業所の状況 (平成24年3月31日現在)

本 社 愛知県半田市

営業所(65)

- | | | |
|-------|------|--|
| 【北海道】 | 北海道 | (2) 旭川営業所、札幌東営業所 |
| 【東北】 | 青森県 | (1) 八戸営業所 |
| | 宮城県 | (1) 仙台南営業所 |
| 【関東】 | 栃木県 | (1) 宇都宮営業所 |
| 【中部】 | 長野県 | (5) 長野営業所、松本営業所、飯田営業所、伊那営業所、上田営業所 |
| | 静岡県 | (4) 浜松営業所、静岡営業所、焼津営業所、掛川営業所 |
| | 岐阜県 | (9) 高山営業所、飛騨金山営業所、可児営業所、郡上八幡営業所、中津川営業所、岐阜東営業所、大垣営業所、土岐営業所、飛騨古川営業所 |
| | 愛知県 | (11) 半田営業所、中川営業所、岡崎営業所、豊川営業所、岩倉営業所、知立営業所、津島営業所、豊田営業所、名古屋東営業所、豊橋営業所、西尾営業所 |
| 【近畿】 | 三重県 | (9) 松阪営業所、四日市営業所、津営業所、鈴鹿営業所、伊勢営業所、桑名営業所、伊賀上野営業所、志摩営業所、尾鷲営業所 |
| | 滋賀県 | (2) 守山営業所、彦根営業所 |
| 【中国】 | 広島県 | (3) 東広島営業所、三次営業所、尾道営業所 |
| 【四国】 | 香川県 | (1) 坂出営業所 |
| | 愛媛県 | (1) 新居浜営業所 |
| 【九州】 | 大分県 | (3) 大分営業所、大分南営業所、中津営業所 |
| | 福岡県 | (4) 福岡東営業所、小倉営業所、太宰府営業所、宗像営業所 |
| | 宮崎県 | (5) 都城営業所、宮崎営業所、串間営業所、高鍋営業所、延岡営業所 |
| | 熊本県 | (2) 人吉営業所、熊本営業所 |
| | 鹿児島県 | (1) 始良営業所 |

アクアマジックウォーターショップ(3)

- | | |
|-----|--|
| 愛知県 | (3) アクアマジック名東ウォーターショップ、アクアマジック半田ウォーターショップ、アクアマジック名西ウォーターショップ |
|-----|--|

計 (68)

(7) 従業員の状況（平成24年3月31日現在）

当社の従業員の状況

従業員数（人）	前事業年度末比増減	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
468（82）	52名減	38.0	10.1	4,442,572

事業区分	従業員
小売部門	381（54）
卸売部門	6（1）
家庭医薬品等販売事業計	387（55）
売水事業部門	34（16）
保険事業部門その他	3（1）
全社（共通）	44（10）
合計	468（82）

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞および基準外賃金を含んでおります。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成24年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	538,111千円
知多信用金庫	115,500
株式会社名古屋銀行	235,500
株式会社三井住友銀行	212,532
中央三井信託銀行株式会社	88,195

- (注) 中央三井信託銀行株式会社は、平成24年4月1日付で住友信託銀行株式会社、中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社となりました。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成24年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 25,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,785,734株（自己株式225,029株を含む）
- (3) 当事業年度末の株主数 4,359名（前期末比567名増）
- (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
山 田 正 行	1,351,686株	12.7%
有 限 会 社 ヤ マ シ ョ ー	1,121,085	10.6
山 田 幸 男	1,062,917	10.0
山 田 雄 三	766,775	7.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会 社（ 信 託 口 ）	407,600	3.8
中京医薬品従業員持株会（きずな会）	320,168	3.0
株式会社三菱東京UFJ銀行	224,246	2.1
山 田 重 子	163,163	1.5
山 田 正 人	145,697	1.3
中 京 医 薬 品 取 引 先 持 株 会	144,520	1.3

- (注) 1. 当社は自己株式225,029株を保有しておりますが、上記、上位10名の株主からは除外しております。なお、自己株式には、従業員持株会信託口が保有する当社株式407,600株を含んでおりません。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)（信託口）は、従業員持株会信託における再信託先であります。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役および監査役の状況（平成24年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 田 正 行	
専 務 取 締 役	辻 村 誠	管理部門担当
取 締 役	松 本 好 博	事業開発本部長
取 締 役	金 澤 光 二	総務部長
取 締 役	飯 田 亨	管理統括本部長兼システム部長
取 締 役	米 津 秀 二	営業統括本部長兼商品部長
常 勤 監 査 役	柘 植 信 吾	
監 査 役	長 谷 川 了 治	人事労務研究所代表
監 査 役	吉 田 和 永	弁護士
監 査 役	田 島 照 彦	

- (注) 1. 監査役柘植信吾氏、長谷川了治氏、吉田和永氏および田島照彦氏は、社外監査役であります。
2. 当社は、柘植信吾氏を株式会社大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 監査役長谷川了治氏は、人事労務研究所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はございません。
4. 取締役の山本謙二氏は平成23年6月29日付で任期満了により退任いたしました。
5. 取締役の山田雄三氏は平成24年2月6日付で辞任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取（うち社外）取締役	8名 (一)	104,585千円 (一)
監（うち社外）監査役	4 (4)	9,000 (9,000)
合 計	12	113,585

- (注) 1. 上記には、平成23年6月29日付で退任した取締役1名、平成24年2月6日付で辞任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成21年6月23日開催の第31期定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成21年6月23日開催の第31期定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

① 取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（定時12回、 臨時6回開催）		監査役会（16回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 柘植信吾	18回	100.0%	16回	100.0%
監査役 長谷川了治	11	61.1	12	75.0
監査役 吉田和永	15	83.3	16	100.0
監査役 田島照彦	15	83.3	16	100.0

② 取締役会および監査役会における発言状況

監査役柘植信吾氏は、常勤として情報の収集に努め、必要な情報を提供し、監査役会としての意見をとりまとめ、代表して発言しました。また、内部統制、コーポレートガバナンス、リスク管理等のあり方を中心に提言・発言をしました。

監査役長谷川了治氏は、人事労務の専門的見地から、労務人事施策、危機管理のあり方等を中心に提言・発言しました。

監査役吉田和永氏は、弁護士の立場から、コンプライアンス、係争関係、契約書のあり方等を中心にアドバイス・提言を行ないました。

監査役田島照彦氏は、金融関係の出身として、財務関係を主として業務内容などについて質問・発言を行ないました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査役柘植信吾氏、監査役長谷川了治氏、監査役吉田和永氏および監査役田島照彦氏は150万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名 称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円
非監査業務に係る会計監査人の報酬等の額	—
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 職務執行の基本方針

当社では、以下の経営理念および行動指針をもって全ての役員（取締役、監査役）および従業員（社員、嘱託、パートおよびアルバイト）の職務執行に当たっての基本方針となっております。

【企業理念】

当社は、永遠なる企業発展を追求し、且つ適正なる利益の確保とともに、株主、取引先、顧客、従業員、その他地域社会の住民の方々とともに繁栄する企業を目指して豊かな社会づくりに貢献いたします。その実現のために、当社の経営理念である「健康づくり・幸福づくり・人づくり」をコンセプトに、より愛されより親しまれる企業を目指して、医薬品配置販売業を「ふれあい業」と位置づけ、独自の「トータル・ライフ・ケア」を推進し、心のこもったサービスで顧客の期待に添うべく、誠心誠意をモットーに信頼される企業を目指して邁進しております。

また、平成22年初めより、改めてCSR（社会的責任）の理念を掲げ、事業経営を通して積極的に進めています。

【行動指針】

- ① 顧客満足度の向上を目指し、常に顧客第一をモットーに情熱をもって行動する。
- ② 顧客の幸福と健康づくりを本分とし、感謝と奉仕の精神を忘れないで行動する。
- ③ フォアザチームとチャレンジ精神で、働きやすい職場環境をつくり上げる。
- ④ 創造的な技術を駆使し、顧客が安心して使用できる商品づくりをする。
- ⑤ 自己研鑽と人材の育成に努め、仕事のプロフェッショナルを目指す。
- ⑥ 事業活動に関わる法令、社内規程および倫理綱領を守り、企業不祥事を防止し、真摯且つ正直な行動をする。
- ⑦ 組織内に属する全ての役職員は、当社の「（経営）理念マップ」による理念を良く理解し、事業活動の目的達成のため、その業務の有効性および効率性を高めることに努める。

⑧ 財務諸表および財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保する。

⑨ 限られた経営資源を効率的かつ有効的に活用し、利潤を追求する。
付記：倫理綱領に「民事介入暴力・反社会的勢力との関係遮断」という項目を設け、「私たちは、民事介入暴力・反社会的勢力からの不当な要求には絶対に応じません。問題が起これば、警察および顧問弁護士と連携のもと毅然たる態度で対処します。」と謳っております。

2. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(コンプライアンス体制の構築)

- (1) 取締役会は、法令遵守のための体制を含む内部統制システム構築に関する基本方針について、定期的に見直しを行い、課題の改善に努める。
- (2) 取締役および従業員は、行動方針に基づき、社会人として、企業人としてふさわしい倫理観、価値観をもって行動する。
- (3) 取締役は、それぞれの担当部門において、社会規範、法令、社内ルールの順守について自ら範を示しつつ、部門内での指導を徹底することを第一の責務と認識する。併せて、毎月1回の取締役会には、監査役並びに社外監査役も出席して、代表取締役以下各取締役の業務執行状況、リスク管理状況、法令・社内規則の順守状況等を検証するとともに、取締役相互の牽制機能の有効性を確認する。
- (4) 社内コンプライアンス体制を更に有効・強固なものにするために、取締役社長をチーフとし、各部署の代表である委員（取締役、他）からなる組織『中京医薬品コンプライアンス委員会』の活動を活性化する。なお、必要に応じて、顧問弁護士も参加する組織とする。
- (5) コーポレート・ガバナンスをはじめコンプライアンスについての認識高揚のための研修を年1回以上開催し、取締役は言うに及ばず主任以上の役職者等も参加し、認識を一層深めることにしている。
- (6) 内部統制プロジェクトにより、内部統制全般に亘る諸施策を推進する。
- (7) 当社は、取締役および従業員における企業倫理意識の向上、法令遵守のため「倫理綱領」を定め、半期ごとに何が実行されたかを各担当部課長から取締役社長へレポートを提出し、意識の高揚に努める。

- (8) 当社は、内部通報（ヘルプライン）体制を設け、取締役および従業員が、社内外においてコンプライアンス違反行為が行われ、または、行われようとしていることに気付いたときは、速やかに、本社総務部総務課担当者（社内相談窓口）、または、顧問弁護士（社外窓口）に通報（匿名も可）することを定める。なお、通報内容は原則、情報提供者名削除のうえ（但し、通報者の承認を得た場合、この限りに有らず）直ちに、取締役社長に報告するものとする。会社は、通報者に対して「不利益な扱い」を一切行わないものとする。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社は、取締役会、その他の重要な会議の意思決定に関する情報、取締役決裁その他重要な決裁に関する情報等については、「文書管理規程」に基づき、記録・保存・管理を行うものとする。

なお、取締役および監査役は、これらの文章（電磁的記録も含む）等を必要に応じて閲覧できるものとする。

- (2) 取締役会は、法令および証券取引所の「適時開示規則」により、情報の開示を定められた事項に関しては、速やかに開示を行うものとする。一方、「内部情報管理規程」に準拠して、未公表の内部情報の管理を厳密に行い、インサイダー情報に基づく自社株式の不正売買を防止する。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社のリスク管理を体系的に定める「リスク管理規程」を制定し、同規程に基づくリスク管理体制の構築および運用を行う。

- (2) 「リスク管理委員会」の下部組織に「リスクマネジメントチーム」を発足させ、各部署より提出された「過大（重要）リスク管理による予防対策・緊急時用対策」を検討し、特にリスクを発生させない環境づくり（予防対策）の推進を目的とする。

なお、「リスクマネジメントチーム」にて検討した結果、重要事象については「リスク管理委員会」へ意見を具申し、判定・解決を得るものとする。

また、チーム内2人1組の班体制によって、各部門より提出された「予防対策・緊急時用対策」を精査し、問題があれば各部門長に報告するとともに、リスク管理体制の組織的改善への取組みを促進する。

- (3) 不測（緊急）の事態が発生した場合には、「リスクマネジメントチーム」を経由せず、その事象に対する処理の意思決定を速やかに行うために設置された「中京医薬品コンプライアンス委員会」を開催し、適切且つ迅速な対応を行い損害を最小限に留める体制を取ることとする。なお、必要に応じて顧問弁護士に問題を具申し、意見を求め危機管理に当たることとする。
- (4) 各部署の業務に付随するリスク管理は、「リスクマネジメントチーム」の下部組織に設けられた「リスクマネージャー」が行うものとする。各部署における「リスクマネージャー」は、リスクの原因および防止の方法ならびに業務体制の改善方法について検討し、「リスクマネジメントチーム」への提言を行うものとする。

また、「リスクマネージャー」は、リスク管理についての部内への周知徹底を行うものとする。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務執行の効率性確保のため「取締役会規則」、「職務権限規程」等の社内規定を順守する。
- (2) 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに各取締役の担当業務に関する職務執行状況等の審議を行う。
- (3) 一方、経営効率の向上および意思決定のスピードアップならびに現場の緻密な情報把握のため、取締役および執行役員ならびに監査役以外の者（主として、各部担当部長、課長）を取締役に出席させ、その部署よりの付議案全般に亘っての意見および説明を求めることとする。
- (4) 執行役員制度の活用により、経営上の意思決定、監督機能と業務執行機能との分離による迅速且つ効率的な経営を推進するとともに、取締役会審議の活性化・実質化を図る。
- (5) 業務運営については、全社的な目標として平成22年初年度とする中期計画の積極的推進。

6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社等はありません。

7. 取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他監査役会への報告に関する体制

- (1) 取締役および従業員から監査役（会）に対する報告は、法令の規定事項の他、次の事項とする。
 - ① 当社の業務・財務に重大な影響・損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
 - ② 当社の役職員が法令または定款に違反する行為をし、または、これらの行為を行う恐れがあると考えられるときは、その旨、直ちに監査役に報告する。
 - ③ 当社に影響を及ぼす重要事項に関する決定については、適宜、監査役に報告する。
 - ④ 当社の業績および業績見込みの重要事項開示内容については、直ちに監査役に報告する。
 - ⑤ 内部監査室の責任者は、内部監査の実施状況または業務遂行の状況については、直ちに監査役に報告する。
 - ⑥ 監査役（会）から業務執行に関する事項の報告を求められた取締役および従業員は、速やかに当該事項につき報告を行う。
- (2) 監査役は、経営に対する監視機能の強化と重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、取締役会、その他重要な会議に出席するとともに、稟議書他業務執行に関わる重要な文書を閲覧し、必要がある場合は、取締役および従業員に説明を求めることとする。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役より補助使用人の要請があった場合には、取締役会で検討したうえで配置する。
- (2) 監査役の要請に基づいて補助使用人を配置する場合、補助使用人は当然、取締役から独立し、専ら監査役の指示命令に従うものとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、法令・定款および当社の「監査役会規則」ならびに「監査役監査基準」に定める監査役の重要性を十分に認識したうえで、監査役監査が有効に行われるための実効性を確保する。
- (2) 監査役は、監査の品質・効率を高めるため適宜、会計監査人である、有限責任あずさ監査法人と情報、意見交換等を行うなど緊密な連携を図るものとする。また、取締役社長と定期的に意見交換を実施し、他の取締役に対しても随時、意見交換を行うものとする。
- (3) 監査役は、当社の各部門長および現場従業員から個別ヒアリングを適時行うとともに的確なる指示を行い、必要且つ重要な事案については取締役会にて意見を報告し、担当取締役および必要に応じて出席した従業員よりヒアリングを行うものとする。
- (4) 取締役および従業員に対して、コンプライアンス確保のための教育、監査および指導を実施する。

6. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	2,992,002	流動負債	2,147,280
現金及び預金	1,478,588	支払手形	329,299
受取手形	24,337	買掛金	179,282
売掛金	413,732	短期借入金	890,000
商売委託商品	349,570	1年内返済予定の長期借入金	161,628
製品	421,825	リース債務	14,854
仕掛品	886	未払金	62,950
貯蔵品	133	未払費用	242,882
前渡金	18,509	未払法人税等	10,759
繰延税金資産	4,724	賞与引当金	162,000
その他の金	174,276	返品引当金	4,276
貸倒引当金	116,642	その他	89,346
固定資産	2,166,541	固定負債	621,959
有形固定資産	1,744,833	長期借入金	138,210
建物	△11,224	リース債務	36,939
構築物	447,136	退職給付引当金	131,511
土地	15,400	役員退職慰労引当金	309,460
リース資産	1,226,855	資産除去債務	4,338
その他	24,916	長期預り保証金	1,500
無形固定資産	47,685	負債合計	2,769,239
ソフトウェア	30,524	(純資産の部)	
リース資産	10,976	株主資本	2,397,330
電話加入権	26,876	資本金	530,950
その他	8,256	資本剰余金	274,115
投資その他の資産	374,022	資本準備金	274,115
投資有価証券	1,576	利益剰余金	1,861,712
長期貸付金	47,760	利益準備金	64,585
保険積立金	11,901	その他利益剰余金	1,797,127
差入保証金	137,062	圧縮記帳積立金	52,897
前払年金費用	107,373	別途積立金	727,610
繰延税金資産	52,488	繰越利益剰余金	1,016,620
その他	17,911	自己株式	△269,446
貸倒引当金	13,785	評価・換算差額等	△8,026
	△14,261	その他有価証券評価差額金	△8,026
資産合計	5,158,543	純資産合計	2,389,304
		負債・純資産合計	5,158,543

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで）

科 目	金 額	
		千円
売 上 高		6,124,457
売 上 原 価		2,149,859
売 上 総 利 益		3,974,597
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,939,137
営 業 利 益		35,460
営 業 外 収 益		32,345
営 業 外 費 用		26,290
経 常 利 益		41,516
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	357,265	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	696	
そ の 他	54	358,016
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,216	
減 損 損 失	37,577	
固 定 資 産 除 売 却 損	35,758	
訴 訟 関 連 損 失	110,203	
災 害 に よ る 損 失	5,944	
そ の 他	19,561	210,261
税 引 前 当 期 純 利 益		189,271
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	13,966	
法 人 税 等 調 整 額	△11,856	2,109
当 期 純 利 益		187,161

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利 益 剰 余 金					
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
					圧縮記帳 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	530,950	274,115	274,115	64,585	—	727,610	1,200,616	1,992,811	△548,245	2,249,630
当 期 変 動 額										
剰余金の配当							△50,511	△50,511		△50,511
当期純利益							187,161	187,161		187,161
自己株式の取得									△116	△116
自己株式の消却							△255,606	△255,606	255,606	—
自己株式の処分							△12,142	△12,142	23,308	11,166
圧縮記帳積立金の 積立					52,897		△52,897			—
株主資本以外の項目の 当期変動額										
当期変動額合計	—	—	—	—	52,897	—	△183,996	△131,098	278,798	147,699
当 期 末 残 高	530,950	274,115	274,115	64,585	52,897	727,610	1,016,620	1,861,712	△269,446	2,397,330

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評 価 差 額 ・ 換 算 等 合 計	
当 期 首 残 高	△10,409	△10,409	2,239,221
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△50,511
当期純利益			187,161
自己株式の取得			△116
自己株式の消却			—
自己株式の処分			11,166
圧縮記帳積立金の 積立			—
株主資本以外の項目の 当期変動額	2,383	2,383	2,383
当期変動額合計	2,383	2,383	150,083
当 期 末 残 高	△8,026	△8,026	2,389,304

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品、委託商品

月次移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・製品、仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法、ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法によっております。

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

定額法、なお、耐用年数については、法人税法の規定する方法と同一の基準によっております。ただし自社利用のソフトウェアについては、社内の利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 返品引当金

売上返品による損失に備えるため、過去の返品実績に基づき算定した返品見込額に対応する販売利益相当額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。また、数理計算上の差異は各発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（5年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。なお、過去勤務債務については5年による按分額を定額法により発生年度から費用処理しております。役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性評価を省略しております。

(5) 収益の計上基準

委託商品については、配置先における消費を営業員が確認したとき、収益を計上しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

2. 追加情報

(1) 会計方針の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(2) 法人税率の変更による影響

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.50%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については37.83%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.46%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額は13,703千円減少し、法人税等調整額は13,665千円増加しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	252,083千円
土地	851,585千円
計	1,103,668千円

上記の物件は、1年内返済予定の長期借入金161,628千円及び長期借入金138,210千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

717,861千円

(3) 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、当期の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。期末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

受取手形	13,999千円
支払手形	133,601千円

4. 損益計算書に関する注記

減損損失の内容は以下のとおりであります。

当事業年度において当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
高山営業所他 1 営業所	事業用資産	建物、構築物、工具、 器具及び備品
本社	事業用資産	建設仮勘定
	遊休資産	電話加入権

当社は、資産を事業所ごとにグルーピングしております。

事業用資産については、営業から生じる損益及び使用価値が継続してマイナスであり、資産グループの固定資産簿価を回収できないと判断した事業所について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

本社の建設仮勘定については、事業の用に供しておらず、かつ、その将来の使用の見込みがないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

電話加入権については、現在遊休状態にあり、将来の使用見込みが定まっていないため回収可能価額まで減損処理しております。

その内訳は次のとおりであります。

建物	21,660千円
構築物	7千円
工具、器具及び備品	153千円
建設仮勘定	9,450千円
電話加入権	509千円
撤去費用	5,796千円
計	37,577千円

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額（0円）により測定しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 10,785千株
- (2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 632千株
自己株式には平成24年3月31日現在、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）の407千株が含まれております。
- (3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成23年6月29日開催の第33期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 25,247千円
- ・1株当たり配当額 2.5円
- ・基準日 平成23年3月31日
- ・効力発生日 平成23年6月30日

ロ. 平成23年11月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 26,402千円
- ・1株当たり配当額 2.5円
- ・基準日 平成23年9月30日
- ・効力発生日 平成23年12月6日

配当金の総額には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）に対する配当金1,138千円を含んでおります。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度となるもの平成24年6月22日開催の第34期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 26,401千円
- ・1株当たり配当額 2.5円
- ・基準日 平成24年3月31日
- ・効力発生日 平成24年6月25日

配当金の総額には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）に対する配当金1,019千円を含んでおります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産	
未払事業税等	1,507千円
賞与引当金	69,607
返品引当金	1,617
商品評価減	56
退職給付引当金	29,830
役員退職慰労引当金	109,734
貸倒引当金	5,087
繰越欠損金	96,800
貸倒損失否認	42
減損損失	31,221
その他有価証券評価差額金	265
その他	22,045
評価性引当額	△146,566
繰延税金資産合計	221,251千円
繰延税金負債	
圧縮記帳積立金	29,063千円
繰延税金負債合計	29,063千円
繰延税金資産の純額	192,188千円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産の他、事務機器、製造設備等の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具及び備品	101,512千円	100,008千円	1,504千円
機械及び装置他	72,000	52,198	19,801
合計	173,512	152,207	21,305

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	12,684千円
1年超	10,174千円
合計	22,858千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	29,881千円
減価償却費相当額	27,640千円
支払利息相当額	1,302千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年内	3,629千円
1年超	4,080千円
合計	7,710千円

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期運用は預金等、長期運用は投資適格格付けの債券に限定し、また資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、与信管理部署である経理部において、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の与信状況を年度ごとに把握する体制としております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、経理部において定期的に時価や発行体の財務状況等を把握する体制としております。営業債務である支払手形、買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。長期借入金は、主に設備投資資金、長期運転資金及び「株式給付信託（従業員持株会処分型）」組成に伴う信託口に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブの利用にあたっては信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性が乏しいものおよび時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 預金	1,477,348	1,477,348	—
(2) 売掛金	413,732	413,732	—
(3) 差入保証金	87,195	65,217	△21,977
(4) 投資有価証券	45,260	45,260	—
資産計	2,023,536	2,001,558	△21,977
(5) 支払手形	329,299	329,299	—
(6) 買掛金	179,282	179,282	—
(7) 短期借入金	890,000	890,000	—
(8) 1年内返済予定の長期借入金	161,628	158,722	△2,905
(9) 長期借入金	138,210	136,891	△1,318
負債計	1,698,419	1,694,195	△4,224

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 預金、(2) 売掛金

これらはおおむね短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価については、過去の退去実績等を鑑み、平均入居期間を算定した上で回収可能性を反映した受取見込額を、残存期間に対応する安全性の高い債券の利率で割り引いた現在価値によっております。なお、貸借対照表計上額は、実際の差入保証金額に物件種別ごとの保証金返還率を乗じた返還予測金額を計上しております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式等は取引所の市場価格によっております。

(5) 支払手形、(6) 買掛金、(7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいといえることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 1年内返済予定の長期借入金、(9) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
非上場株式（貸借対照表計上額2,500千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「(4)投資有価証券」には含めておりません。
3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	1,477,348	—	—	—
売掛金	413,732	—	—	—
差入保証金	3,282	12,054	469	71,388
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 債券（社債）	—	—	—	—
(2) その他	—	766	—	—
合計	1,894,362	12,821	469	71,388

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	39,996	10,019	—	88,195

9. 賃貸等不動産に関する注記

記載すべき重要な事項はありません。

10. 関連当事者との取引に関する注記

記載すべき重要な事項はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 235円33銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 18円51銭 |

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年5月16日

株式会社中京医薬品

取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 井 上 嗣 平 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 木 造 眞 博 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中京医薬品の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について必要に応じて報告や説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその付属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）などによって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその付属明細書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告などの監査結果

- 一 事業報告及びその付属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその付属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月18日

株式会社中京医薬品 監査役会

常勤社外監査役 柘 植 信 吾 ㊟

社外監査役 長谷川 了 治 ㊟

社外監査役 吉 田 和 永 ㊟

社外監査役 田 島 照 彦 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開などを勘案して内部留保に意を用い、以下のとおり当期の期末配当とさせていただきたいと存じます。

期末配当金に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社の普通株式1株につき金2円50銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、26,401,762円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成24年6月25日といたしたいと存じます。

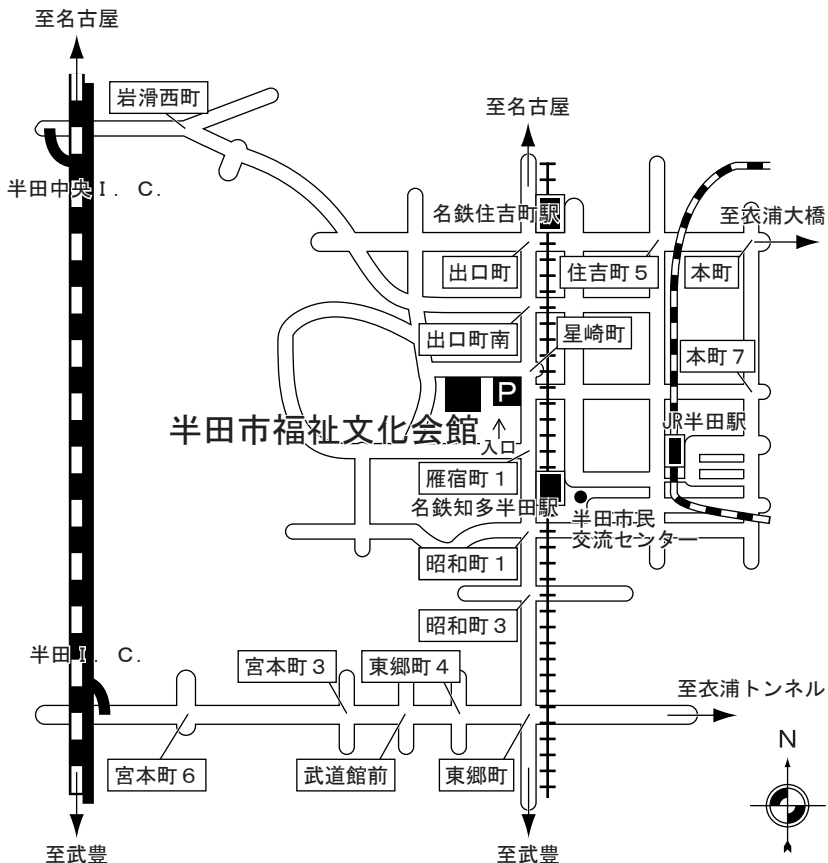
以上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing, evenly spaced and spanning the width of the page.

株主総会会場ご案内図

会 場 愛知県半田市雁宿町一丁目22番地の1
 半田市福祉文化会館（雁宿ホール）中央公民館 講堂
 ※昨年と同じ会場です。



- 交通機関
- ①名鉄河和線「知多半田駅」下車、徒歩3分。
改札口を出て左手（西出口）へとお進みください。
 - ②車でお越しの方は知多半島道路「半田 I.C.」より「東郷町」交差点を左折し北上、または「半田中央 I.C.」より「岩滑西町」交差点を右折、「出口町南」交差点を右折してください。なお、駐車場に限りがございますので、恐れ入りますが、出来る限り、公共交通機関をご利用ください。
駐車料金は各自ご負担ねがいます。

